

もう一度「協働」について考えませんか？

協働にあり方を考える会

「協働」とは？ 今日、明日開催されますこのイベントも「市民協働まつり」と、「協働」をうたっています。

それではあらためて「協働」について考えてみましょう。府中市は、平成 26 年 5 月に「府中市市民協働の推進に関する基本方針」を定めています。その基本方針では「協働の定義」と「協働の主体」を定めています。

☆ 協働の定義（府中市市民協働の推進に関する基本方針）

多様で多層な主体が情報を共有し、相互の立場や特性を認めつつ、対等の立場で、それぞれの役割を果たし、共通する課題の解決や社会的な目的の実現に向けて、公益的な価値を相乗的に生み出すため、連携・協力すること。

☆ 協働の主体（同）

ア市民（市内に住み、働き、学び、又は活動する全ての人）

イ各活動団体

（ア）地縁型活動団体（自治会・町内会、コミュニティ協議会、自治会連合会等）

（イ）目的型活動団体（NPO・ボランティア団体、社会教育関係団体、各種任意団体等）

（ウ）教育機関（小・中学校、高等学校、専門学校、大学等）

（エ）事業者（企業、自営業者、商工会議所、商店街連合会、金融機関、各種法人、事業者団体等）

ウ市

この協働の定義と主体について、市の方針では次のように解説しています。

- 協働の語源として、「パートナーシップ（対等・平等の関係を重視）」、「コラボレーション（異なる特性と新たな発想を重視）」、「コ・プロダクション（相乗効果や効率向上を重視）」の3つがあると言われており、本市では、どれか一つという意味ではなく、3つの意味を併せ持つものとして捉えることとしています。
- 多様で多層な主体について、本市では、協働の取組がより効果的なものとなるように、市内在住者・在勤者・在学者や、各活動団体の種別等に係る横軸の関係性（多様）だけでなく、それぞれの立場において、世代や新旧住民又はそれぞれの活動目的等に係る縦軸の関係性（多層）があることも踏まえて、協働の主体を捉えることとしています。

以上のように府中市は、府中市（行政）も協働の主体の1つと位置づけています。このような市の位置づけを全て自治体が行っているわけではありません。たとえば、協働の先進自治体の1つである横浜市の協働の定義と協働の形態は次のとおりです。

☆ 横浜市 協働の指針等における定義

横浜市「協働の原則」（横浜コード）

- （１）対等の原則（市民活動と行政は対等の立場にたつこと）
- （２）自主性尊重の原則（市民活動が自主的に行われることを尊重すること）
- （３）自立化の原則（市民活動が自立化する方向で協働をすすめること）
- （４）相互理解の原則（市民活動と行政がそれぞれの長所、短所や立場を理解しあうこと）
- （５）目的共有の原則（協働に関して市民活動と行政がその活動の全体または一部について目的を共有すること）
- （６）公開の原則（市民活動と行政の関係が公開されていること）

■ 協働の形態（横浜コード）

（市民の領域） A	B	C	D	（行政の領域） E
市民の責任と主体性によって独自に行う領域	市民の主体性のもとに行政の協力によって行う領域	市民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う領域	市民の協力や参加を得ながら行政の主体性のもとに行う領域	行政の責任と主体性によって独自に行う領域

市民活動と行政との協働

府中の現状について皆さんはどう思いますか？

私たち「協働のあり方を考える会」の考える協働は、市（行政）と市民（市民団体）との関係です。市と市民（市民団体）は「対等の立場で、それぞれの役割を果たし」、相互に「連携・協力すること」して活動することです。

そのために重要なことがあります。

- 市が保有する情報の徹底した公開
- 計画策定や条例策定（改正）、事業の実施、事業の検証や見直しなど、すべての過程における市民参加・参画

私たち「協働のあり方を考える会」は、この2つが府中市においては不十分であると感じています。今日と明日の「市民協働まつり」は実行委員会形式で行われ、たくさんの市民が実行委員として参加しています。課題は、参加した団体の取組みが共有され、府中市のまちづくりに生かされることだと思います。

NPO等の事業形態と財源

NPO等の市民団体がかかえている問題の1つに、活動資金（財源）があります。この問題を、NPOの事業形態と活動資金（財源）の関係を作図した次の図によって考えてみましょう。この図は、藤澤浩子氏がかつて作図されたものを伊藤が修正したものです。

NPOの事業形態と財源

事業形態			実施主体	資金(財源)	行政の支出形態
委託事業	一般的な事業委託		NPO	行政	委託料支払
	協働型委託	広義の協働事業			
	NPOと行政の協働事業 (狭義の協働事業)		NPOと行政	民間資金 (会費、 寄付金、 助成金、 事業収入)	
	補助事業				NPO
NPOの独自事業			NPOの独自財源		

協働型委託については、あまりなじみがないかもしれません。けれども協働事業と銘打って行う事業について、一般的な事業委託と区別して協働型委託という自治体が増えています。しかし協働型委託は、徐々に「狭義の協働事業」に移行すべきだと思います。」

☆ 府中市の協働事業提案制度では

府中市の協働事業提案制度では事業形態と市からの拠出金は次のようになっています。

- 市民提案型協働事業（上限 50 万円） 補助金支出
（府中市市民提案型協働事業補助金交付要綱による）
- 行政提案型協働事業 委託料支出

府中市の協働事業提案制度は平成 27 年度から始まった制度で、30 年度で 4 年間が経過することになります。そろそろこの制度の検証、評価が必要な時期になっていると思います。市民参加の評価を求めたいと思います。

協働事業は、企画段階・事業実施段階・評価・成果物の帰属など、それぞれの段階での評価が重要だと思います。

指定管理者制度を考える

こころ・シーニュは、指定管理者制度が導入されています。5階、6階は府中市が再開発組合から買収したものですから、いわゆる「公設民営」型の運営が行われています。公設民営型の運営は、業務委託と指定管理者制度という2つの手法があります。

府中市では現在、17の施設（公の施設）で、指定管理者制度が導入されています。主な施設をあげると、次のような施設です。

施 設	指定管理者	指定期間
市民活動センター	府中市市民活動センター運営グループ	5 年
市民会館	株式会社京王設備サービス	6 年 6 月
府中の森芸術劇場	公益財団法人府中文化振興財団	5 年
生涯学習センター	ふちゅう生涯学習センター共同事業体	5 年
郷土の森博物館	府中市郷土の森博物館運営グループ	12 年

※このほか、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、介護予防推進センター、心身障害者福祉センター、ふれあい会館、府中の森芸術劇場分館、保養所やちほ、南口市営駐車場、府中駅南自転車駐車場がある。

◆ 指定管理者制度の課題

上記の個々の施設の課題ということではなく、一般的に、指定管理者制度には次のような課題があると指摘されています。

- ① 指定期間があり、指定期間終了後には指定管理者の再選定があるため、職員（スタッフ）の計画的な採用や育成が難しい。
- ② 常勤職員（スタッフ）が少ない。また臨時・非正規職員は不安定な雇用形態にならざるをえない。
- ③ 指定管理料（委託料）が十分でない施設が多く、職員（スタッフ）の人件費（賃金）にしわ寄せされ（低賃金）、官制ワーキングプアの要因となっている。
- ④ 指定管理者の職員には専門性が要求される場合が多いが、行政職員は異動もあって、成果や課題を共有できない場合がある。

◆ 市の施設は市民の財産です。管理や運営のあり方を市や指定管理者の皆さんとともに議論し、考える場をつくっていきましょう！